

医療費に関する支援

子ども・ひとり親・重度障害者が病気やケガなどで治療を受けたときの医療費（保険診療:自己負担分）を助成し、経済的負担の軽減と福祉の向上を図ります。



子ども医療費助成

出生から30日以内に手続きしてください。

- 〈必要なもの〉 ☆おお客様の保険証
 ☆印鑑
 ☆保護者のマイナンバーがわかる書類

年齢区分	自己負担(月限度)		医療証の色
	入院	通院	
0歳～3歳 (誕生月末)	0円	0円	ラベンダー
3歳～就学前	0円	800円	
小学生 (H28.10～)	500円×7日	1,200円	ピンク
中学生※ (H27.4～)	500円×7日		なし (精算払)

※入院医療費…高額療養費・付加給付を精算後に申請ください。

- 〈精算払に必要なもの〉 ☆領収証、医療証
 ☆保険証、限度額認定証
 ☆高額療養費振込通知等
 ☆振込口座
 ☆印鑑

☆小都市ではH28年10月より所得制限を撤廃しています。

問合せ先 子ども育成課 ☎72-2111(内線672)

未熟児養育医療の給付

赤ちゃんが小さく生まれ(2,000g未満)、入院加療が必要になった時に、入院費を公費で受けられます。

- 〈必要なもの〉 ☆おお客様の保険証、印鑑
 ☆養育医療意見書
 ☆母子健康手帳、限度額認定証
 ☆世帯所得税額等確認書類
 ☆マイナンバーがわかる書類(世帯全員分)

問合せ先 子ども育成課 ☎72-2111(内線672)

◆学校等管理下のケガなど:医療証を利用せずに学校・幼稚園・保育所(園)の先生を通じて「日本スポーツ振興センター災害給付」を申請ください。

◆県外等で受診【精算払】:一般の自己負担額を支払って頂き、後日申請により差額を振込みます。

◆生計維持者や扶養義務者が市外在住:所得情報の職権確認を希望される場合は、マイナンバーが必要です。
 各医療証は申請しないと適用されません。詳しくはお尋ねください。

問合せ先 子ども育成課 ☎72-2111(内線672)

ひとり親家庭等医療費助成

〈対象者〉

- ・未婚、離婚、死別などにより、18歳(高校3年生)までの子どもを養育する保護者
- ・親のいない子どもを養育する保護者
- ・上記保護者に養育される6～18歳の子ども

- 〈必要なもの〉 ☆本人と子どもの保険証、印鑑
 ☆戸籍謄本(離婚・死別など確認できるもの)
 ☆その他、必要な書類

年齢区分	自己負担(月限度)		所得制限	医療証の色
	入院	通院		
6～18歳の子 養育期間	500円×7日	800円	児童扶養 手当に準拠	オレンジ

問合せ先 子ども育成課 ☎72-2111(内線672)

重度障害者医療費助成

〈対象者〉

3歳以上で次のいずれかに該当する人

- ・身体障害者手帳 1級・2級
- ・療育手帳 A
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級
- ・療育手帳 B1 かつ 身体障害者手帳 3級
- ・障害年金 1級 かつ 障害名が「知的」または「精神遅滞」

- 〈必要なもの〉 ☆本人の保険証、印鑑
 ☆身体障害者手帳など

年齢区分	自己負担(月限度)		所得制限	医療証の色
	入院	通院		
3歳～小学生	500円×7日 (非課税) (300円×7日)		児童手当	ブルー
中学生～ 65歳未満	500円×20日 (非課税) (300円×20日)	500円	特別 障害者手当	
65歳以上				ホワイト

問合せ先 国保年金課 ☎72-2111(内線422、423)